

# 情報セキュリティポリシー（基本方針）

平成29年6月28日制定  
社会福祉法人東京都社会福祉協議会

今日、コンピューター、インターネットなどによる情報処理や情報ネットワークのシステムが、都民生活、社会の様々な面で利用されています。しかし、これらのシステムを狙った攻撃や個人情報の漏えい、さらには自然災害による情報システムの障害など、情報セキュリティの確保が重要かつ喫緊の課題となってきています。

東京都社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、事業運営において、都民の個人情報など重要な情報を多数取り扱っており、この情報資産をあらゆる脅威から保護することが極めて重要な社会的責務と自覚しています。

このため本会は、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた情報セキュリティに関する基本方針を以下のとおり定め、これに基づき、情報セキュリティ確保のための方策を定めるとともに、全ての役員・職員等に周知徹底することにより、今後も情報に対する適切な管理に努めてまいります。

## 1 適用範囲

本基本方針の適用範囲は、本会の事業運営に使用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等で構成される情報システム、情報とします。

## 2 基本方針

### （1）法令の順守

本会は、職務の遂行において使用する情報資産に関し、関係法令及び本方針、本会諸規程類を尊重し、遵守します。

### （2）適切な体制の整備

本会は、情報セキュリティ対策に取り組むための、適切な体制を整備することに努めます。

### （3）情報の適正な取得

本会は、情報を適法かつ適切な方法で取得します。

### （4）情報の管理

本会は、取り扱う全ての情報資産について、適切に管理します。また、保管に関して正確及び完全であるように努めます。

### （5）情報の適正な利用

本会は、業務上必要と認められる適正な方法で入手した情報のみを、その利用目的に沿って適切に利用します。

(6) 職員教育・訓練の実施、周知徹底

本会は、職員に対して、教育及び訓練を通じ、情報セキュリティの重要性を認識させ、周知徹底に努めます。

(7) 情報セキュリティポリシーの見直し、改善

本会は、本方針及び諸規程類を定期的に見直し、必要に応じて改善を行います。

平成29年6月28日 制 定